



# 身体障害者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について



障害者等向けの手帳は3種類

対象となるかは直接担当窓口にてご確認ください。

問い合わせ先：役場健康福祉課

☎ 3 2 - 9 1 3 1

名称	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳
対象者	視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能の障害、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害など 身体に障害がある人。	知的障害が認められる方	精神疾患（てんかん、発達障害を含む）により、長い間日常生活または社会生活への制約がある方が申請できます。 初診から6ヶ月以上経過して、初め申請することができます。
申請方法	役場健康福祉課窓口申請。 * 申請書・指定医による診断書・写真（4×3cm）、印鑑	役場健康福祉課窓口申請。 児童相談所（18歳以上は更生相談所）で判定を受ける。 * 申請書、顔写真（4×3cm）、印鑑  七尾児童相談所 ☎0767-53-0811	役場健康福祉課窓口申請。 * 申請書・診断書（指定医療機関で所定の様式のもの）・写真（4×3cm）、印鑑  自立支援医療費（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合、診断書は手帳用の診断書を持って申請が可能。投薬内容届を添付。
区分	1級～7級	<A> 重度  <B> 中度・軽度	<1級> 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。 <2級> 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 <3級> 日常生活若しくは社会生活が制限をうけるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。
サービス	① 医療費助成、②心身障害者扶養共済、③ 国税、地方税の諸控除及び減免税、④ NHK受信料の免除、⑤ 生活保護の障害者加算、⑥ 生活福祉資金の貸付、⑦ NTTの無料番号案内、⑧ 携帯電話使用料の割引、⑨ 公共施設の利用料割引や公共交通機関（※）の運賃の割引など		

\*18歳未満は、申請により心身障害児扶養手当が支給されます。申請窓口 役場住民課 ☎32-9122

\*その他の手当についても該当する場合がありますので役場健康福祉課で確認ください。